

# 阿見町地域防災計画の一部修正について（令和元年7月）

## 修正項目

1. 町組織改編等に係る表記の修正
2. 地区防災計画の新規策定
3. 事業者の災害対策規程の変更等

# 1. 町組織改編等に係る表記の修正

## 【地震災害編】 第2章災害応急対策計画、第1節初動体制

ページ	現行	修正後
地震-39	<p>第1 町職員の動員・配備            (1) 配備体制の決定            震度による自動配備以外の判断基準による場合は、以下の要領で配備体制を決定する。</p> <p>1) 警戒配備体制  <u>交通防災課長</u>からの状況報告等をふまえて、<u>総務部長</u>が判断する。</p> <p>2) 非常配備体制（第1～第3）  <u>総務部長</u>又は<u>交通防災課長</u>からの状況報告をふまえて、町長が非常配備を判断する。ただし、町長が不在等の場合は、①副町長、②教育長、③<u>総務部長</u>の順に代決する。</p>	<p>第1 町職員の動員・配備            (1) 配備体制の決定            震度による自動配備以外の判断基準による場合は、以下の要領で配備体制を決定する。</p> <p>1) 警戒配備体制  <u>防災危機管理課長</u>からの状況報告等をふまえて、<u>町民生活部長</u>が判断する。</p> <p>2) 非常配備体制（第1～第3）  <u>町民生活部長</u>又は<u>防災危機管理課長</u>からの状況報告をふまえて、町長が非常配備を判断する。ただし、町長が不在等の場合は、①副町長、②教育長、③<u>町民生活部長</u>の順に代決する。</p>
地震-42	<p>第2 災害対策本部の設置・運営            1. 阿見町災害対策本部の設置等            (1) 設置・廃止の判断、通知等            震度による自動配置以外の判断基準による場合は、以下の要領で判断する。</p> <p>1) <u>総務部長</u>又は<u>交通防災課長</u>からの状況報告等をふまえて、町長が設置又は廃止を判断する。ただし、町長が不在等の場合は、副町長→教育長→<u>総務部長</u>の順に代決する。</p> <p>2) 部長は、災害対策本部設置の必要があると認めるときは、<u>総務部長</u>を通じて町長に打診する。</p>	<p>第2 災害対策本部の設置・運営            1. 阿見町災害対策本部の設置等            (1) 設置・廃止の判断、通知等            震度による自動配置以外の判断基準による場合は、以下の要領で判断する。</p> <p>1) <u>町民生活部長</u>又は<u>防災危機管理課長</u>からの状況報告等をふまえて、町長が設置又は廃止を判断する。ただし、町長が不在等の場合は、副町長→教育長→<u>町民生活部長</u>の順に代決する。</p> <p>2) 部長は、災害対策本部設置の必要があると認めるときは、<u>町民生活部長</u>を通じて町長に打診する。</p>

【地震災害編】 第2章災害応急対策計画、第1節初動体制

ページ	現行	修正後																														
地震-43	<p>第2災害対策本部の設置・運営 1. 阿見町災害対策本部の設置等 (4) 本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="262 322 1041 775"> <thead> <tr> <th>各部局</th> <th>班名</th> <th>構成組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部事務局</td> <td>本部班</td> <td><u>交通防災課</u>、政策秘書課、(略)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>情報班</td> <td>財政課、情報広報課、<u>道の駅整備推進室</u>、会計課</td> </tr> <tr> <td>町民保健部</td> <td>環境班</td> <td><u>環境政策課</u></td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>消防団</td> <td>消防団</td> </tr> </tbody> </table>	各部局	班名	構成組織	本部事務局	本部班	<u>交通防災課</u> 、政策秘書課、(略)	総務部	情報班	財政課、情報広報課、 <u>道の駅整備推進室</u> 、会計課	町民保健部	環境班	<u>環境政策課</u>	消防部	消防団	消防団	<p>第2災害対策本部の設置・運営 1. 阿見町災害対策本部の設置等 (4) 本部の組織</p> <table border="1" data-bbox="1099 322 1877 793"> <thead> <tr> <th>各部局</th> <th>班名</th> <th>構成組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部事務局</td> <td>本部班</td> <td><u>防災危機管理課</u>、政策秘書課、(略)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>情報班</td> <td>財政課、情報広報課、会計課</td> </tr> <tr> <td>町民保健部</td> <td>環境班</td> <td><u>生活環境課</u></td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>消防団</td> <td><u>防災危機管理課</u> 消防団</td> </tr> </tbody> </table>	各部局	班名	構成組織	本部事務局	本部班	<u>防災危機管理課</u> 、政策秘書課、(略)	総務部	情報班	財政課、情報広報課、会計課	町民保健部	環境班	<u>生活環境課</u>	消防部	消防団	<u>防災危機管理課</u> 消防団
各部局	班名	構成組織																														
本部事務局	本部班	<u>交通防災課</u> 、政策秘書課、(略)																														
総務部	情報班	財政課、情報広報課、 <u>道の駅整備推進室</u> 、会計課																														
町民保健部	環境班	<u>環境政策課</u>																														
消防部	消防団	消防団																														
各部局	班名	構成組織																														
本部事務局	本部班	<u>防災危機管理課</u> 、政策秘書課、(略)																														
総務部	情報班	財政課、情報広報課、会計課																														
町民保健部	環境班	<u>生活環境課</u>																														
消防部	消防団	<u>防災危機管理課</u> 消防団																														
地震-44	<p>(6) 本部の標識等 (略) <u>交通防災課長</u> (本部班長) は、本部設置施設の正面玄関等に「阿見町災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて避難所、救護所等の設置場所を明示する。</p>	<p>(6) 本部の標識等 (略) <u>防災危機管理課長</u> (本部班長) は、本部設置施設の正面玄関等に「阿見町災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて避難所、救護所等の設置場所を明示する。</p>																														

【地震災害編付編】東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画、第2節東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

ページ	現行	修正後
地震-129	<p>第1 東海地震注意情報等の伝達 東海地震に関連する情報は、観測データ及び発生の可能性を考慮し、下表の基準により気象庁が発表する。また、これらの情報は、気象庁→水戸地方気象台→県（防災・危機管理課）→阿見町（<u>交通防災課</u>）へと伝達される。</p>	<p>第1 東海地震注意情報等の伝達 東海地震に関連する情報は、観測データ及び発生の可能性を考慮し、下表の基準により気象庁が発表する。また、これらの情報は、気象庁→水戸地方気象台→県（防災・危機管理課）→阿見町（<u>防災危機管理課</u>）へと伝達される。</p>

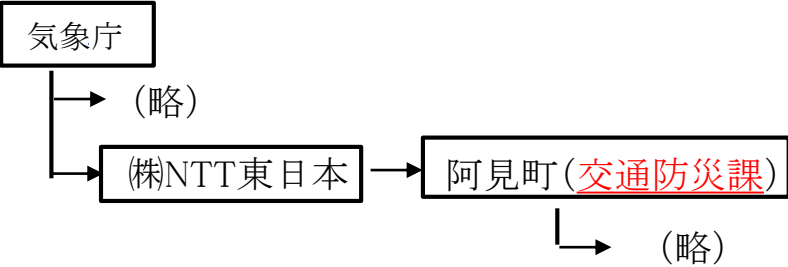
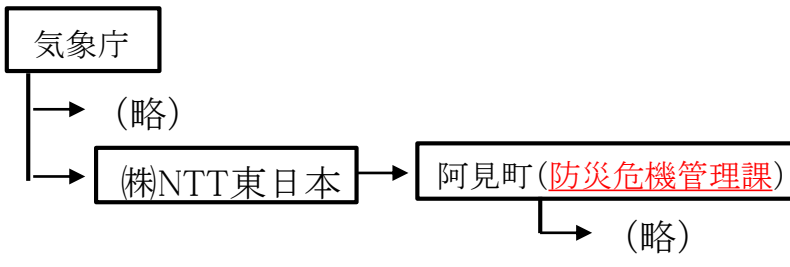
【風水害編】第2章災害応急対策計画、第1節阿見町の災害対策組織

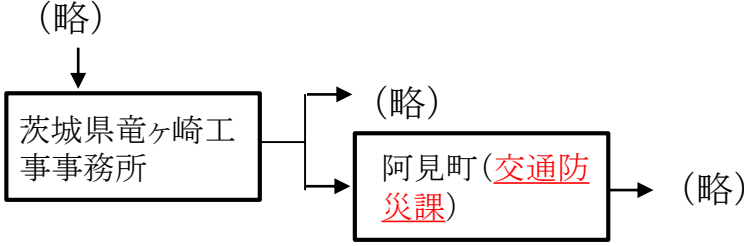
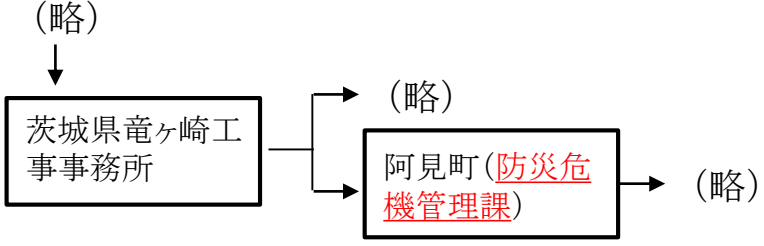
ページ	現行	修正後
風水害-17	<p>(1) 設置・廃止の判断、通知等 1) <u>総務部長</u>又は<u>交通防災課長</u>からの状況報告等をふまえて、町長が設置又は廃止を判断する。ただし、町長が不在等の場合は、①副町長、②教育長、③<u>総務部長</u>の順に代決する。 2) 部長は、災害対策本部設置の必要があると認めるときは、<u>総務部長</u>を通じて町長に打診する。</p>	<p>(1) 設置・廃止の判断、通知等 1) <u>町民生活部長</u>又は<u>防災危機管理課長</u>からの状況報告等をふまえて、町長が設置又は廃止を判断する。ただし、町長が不在等の場合は、①副町長、②教育長、③<u>町民生活部長</u>の順に代決する。 2) 部長は、災害対策本部設置の必要があると認めるときは、<u>町民生活部長</u>を通じて町長に打診する。</p>

【風水害編】 第2章災害応急対策計画、第2節町職員の動員

ページ	現行	修正後												
風水害-18	<p>風水害時の配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備体制</td> <td>(略)</td> <td>交通防災課の職員をもって、災害警戒に備える体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備職員	注意配備体制	(略)	交通防災課の職員をもって、災害警戒に備える体制とする。	<p>風水害時の配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意配備体制</td> <td>(略)</td> <td>防災危機管理課の職員をもって、災害警戒に備える体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備職員	注意配備体制	(略)	防災危機管理課の職員をもって、災害警戒に備える体制とする。
種別	配備基準	配備職員												
注意配備体制	(略)	交通防災課の職員をもって、災害警戒に備える体制とする。												
種別	配備基準	配備職員												
注意配備体制	(略)	防災危機管理課の職員をもって、災害警戒に備える体制とする。												

【風水害編】 第2章災害応急対策計画、第3節気象情報等の収集・伝達

ページ	現行	修正後
風水害-20、21	<p>第2警報等の伝達</p> <p>1. 気象警報・注意報</p> <p>阿見町域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、総務部長又は交通防災課長は、速やかに町長、副町長及び各部長にその旨を伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 学校、社会福祉施設等への伝達</p> <p>気象警報・注意報の伝達系統図</p>  <pre> graph TD     A[気象庁] --&gt; B((略))     A --&gt; C[株NTT東日本]     C --&gt; D[阿見町(交通防災課)]     D --&gt; E((略))     </pre>	<p>第2警報等の伝達</p> <p>1. 気象警報・注意報</p> <p>阿見町域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、町民生活部長又は防災危機管理課長は、速やかに町長、副町長及び各部長にその旨を伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 学校、社会福祉施設等への伝達</p> <p>気象警報・注意報の伝達系統図</p>  <pre> graph TD     A[気象庁] --&gt; B((略))     A --&gt; C[株NTT東日本]     C --&gt; D[阿見町(防災危機管理課)]     D --&gt; E((略))     </pre>

ページ	現行	修正後
風水害-22	<p>(3) 洪水予報・水防警報 霞ヶ浦水防警報・洪水予報の伝達系統図</p> <p>(略)</p> 	<p>(3) 洪水予報・水防警報 霞ヶ浦水防警報・洪水予報の伝達系統図</p> <p>(略)</p> 

【風水害編】 第2章災害応急対策計画、第8節水防活動

ページ	現行	修正後
風水害-29	<p>1.水防体制 霞ヶ浦河川事務所が霞ヶ浦の水防警報を発表した場合、<u>総務部長</u>は速やかに町長(本部長)に伝達し、町長の水防活動の指示を<u>消防本部及び消防団</u>に伝達する。</p>	<p>1.水防体制 霞ヶ浦河川事務所が霞ヶ浦の水防警報を発表した場合、<u>町民生活部長</u>は速やかに町長(本部長)に伝達し、町長の水防活動の指示を<u>消防団</u>に伝達する。</p>

【大規模事項災害編】 第1章航空機災害対策、第2節災害応急対策計画

ページ	現行	修正後
大規模事故-2	<p><b>第1 事故発生時の通報</b></p> <p>1. 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 航空事故情報等の収集・連絡</p> <p>1) 民間機の場合</p> <p>発見者等 → 阿見町(交通防災課) → (略)</p> <p>→ (略)</p> <p>2) 自衛隊機の場合</p> <p>発見者等 → 阿見町(交通防災課) → (略)</p> <p>→ (略)</p>	<p><b>第1 事故発生時の通報</b></p> <p>1. 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 航空事故情報等の収集・連絡</p> <p>1) 民間機の場合</p> <p>発見者等 → 阿見町(防災危機管理課) → (略)</p> <p>→ (略)</p> <p>2) 自衛隊機の場合</p> <p>発見者等 → 阿見町(防災危機管理課) → (略)</p> <p>→ (略)</p>

【大規模事故災害編】 第2章道路災害対策計画、第2節災害応急対策計画

ページ	現行	修正後
大規模事故-6	<p><b>第1 事故発生時の通報</b></p> <p>1. 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 事故情報等の収集・連絡</p> <p>発見者等 → 阿見町(交通防災課) → (略)</p> <p>→ (略)</p>	<p><b>第1 事故発生時の通報</b></p> <p>1. 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 事故情報等の収集・連絡</p> <p>発見者等 → 阿見町(防災危機管理課) → (略)</p> <p>→ (略)</p>

【大規模事故災害編】 第4章大規模火災対策計画、 第2節災害応急対策計画

ページ	現行	修正後
大規模事故-29	<p><b>第1 事故発生時の通報</b> 1. 災害情報の収集・連絡</p> <p>関係機関 → 阿見町(交通防災課) → (略) → (略)</p>	<p><b>第1 事故発生時の通報</b> 1. 災害情報の収集・連絡</p> <p>関係機関 → 阿見町(防災危機管理課) → (略) → (略)</p>

【大規模事故災害編】 第5章林野火災対策計画、 第2節災害応急対策計画

ページ	現行	修正後
大規模事故-34	<p><b>第1 火災発生時の通報</b> 1. 災害情報の収集・連絡</p> <p>発見者等 → 阿見町(交通防災課) → (略) → (略)</p>	<p><b>第1 火災発生時の通報</b> 1. 災害情報の収集・連絡</p> <p>発見者等 → 阿見町(防災危機管理課) → (略) → (略)</p>

【大規模事故災害編】 第7章鉄道火災対策計画、 第2節災害応急対策計画

ページ	現行	修正後
大規模事故-46	<p><b>第1 事故発生時の通報</b> (1) 鉄道事故情報等の収集・連絡</p> <p>鉄道事業者 → 阿見町(交通防災課) → (略) → (略)</p>	<p><b>第1 事故発生時の通報</b> (1) 鉄道事故情報等の収集・連絡</p> <p>鉄道事業者 → 阿見町(防災危機管理課) → (略) → (略)</p>



【資料編】資料3 阿見町防災会議委員一覧

ページ	現行			修正後		
資料-3	区分	機関区分	職名	区分	機関区分	職名
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	第5号 委員	町の機関	総務部長 <u>町民部長</u> 保健福祉部長 <u>生活産業部長</u> <u>都市整備部長</u> 教育次長 会計管理者 <u>総務部次長</u>	第5号 委員	町の機関	<u>副町長</u> <u>町長公室長</u> 総務部長 <u>町民生活部長</u> 保健福祉部長 <u>産業建設部長</u> 教育次長 会計管理者
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	第9号 委員	指定公共 機関	<u>東京電力㈱茨城支店土浦支社長</u> <u>東京電力㈱茨城支店竜ヶ崎支社長</u> 東日本電信電話㈱茨城支店長 <u>東日本旅客鉄道㈱荒川沖駅長</u>	第9号 委員	指定公共 機関	<u>東京電力パワーグリッド㈱土浦支社長</u> 東日本電信電話㈱茨城支店長 <u>JR東日本ステーションサービス土浦駅務管区長</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	第11号 委員	その他	(略) <u>茨城かすみ農業協同組合代表理事副組合長</u>	第11号 委員	その他	(略) <u>水郷つくば農業協同組合専務理事</u> <u>男女共同参画推進会議代表者</u> <u>消防団女性部代表者</u>

## 2. 地区防災計画の新規策定

### 【資料編】 資料28地区防災計画策定地区一覧

ページ	現行			修正後		
資料-58	No.	地区名	策定年月日	No.	地区名	策定年月日
	1	立ノ越地区	平成29年3月	1	立ノ越地区	平成29年3月
	2	青宿地区	平成29年3月	2	青宿地区	平成29年3月
	3	新町地区	平成29年3月	3	新町地区	平成29年3月
	4	廻戸地区	平成29年3月	4	廻戸地区	平成29年3月
	5	霞台地区	平成30年3月	5	霞台地区	平成30年3月
	6	大室地区	平成30年3月	6	大室地区	平成30年3月
	7	曙東地区	平成30年3月	7	曙東地区	平成30年3月
	8	追原地区	平成30年3月	8	追原地区	平成30年3月
	9	南島津地区	平成30年3月	9	南島津地区	平成30年3月
	10	竹来地区	平成30年3月	10	竹来地区	平成30年3月
				11	上吉原	平成31年3月
				12	中吉原	平成31年3月
				13	下吉原	平成31年3月
				14	新山	平成31年3月
				15	福田	平成31年3月
			16	大砂	平成31年3月	

### 3. 事業者の災害対策規程等の変更等（東日本電信電話(株)茨城支店）

#### 【地震災害編】 第1章災害予防計画、第2節地震に強いまちづくり

ページ	現行	修正後				
地震-13	<p>第4ライフライン施設の耐震化の推進 2. 電話施設の耐震化</p> <table border="1" data-bbox="247 339 1025 492"> <tr> <td data-bbox="247 339 388 492">実施担当</td> <td data-bbox="388 339 1025 492">東日本電信電話(株)、<u>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u>、<u>KDDI(株)</u>、<u>ソフトバンクモバイル(株)</u>、<u>ソフトバンクテレコム(株)</u></td> </tr> </table> <p><u>(1) 電話施設の耐震化</u>  <u>1) 電気通信設備等の高信頼化</u>  <u>2) 電気通信システムの高信頼化</u>  <u>3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化</u>  <u>(2) 災害時措置計画</u>  <u>災害時において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置等に関する措置計画を作成する。</u></p>	実施担当	東日本電信電話(株)、 <u>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 、 <u>KDDI(株)</u> 、 <u>ソフトバンクモバイル(株)</u> 、 <u>ソフトバンクテレコム(株)</u>	<p>第4ライフライン施設の耐震化の推進 2. 電話施設の耐震化</p> <table border="1" data-bbox="1089 339 1831 404"> <tr> <td data-bbox="1089 339 1296 404">実施担当</td> <td data-bbox="1296 339 1831 404">東日本電信電話(株)</td> </tr> </table> <p><u>災害が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。</u>  <u>(1) 電気通信設備等の耐災性向上対策</u>  <u>耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進等</u>  <u>(2) 電気通信システムの信頼性向上対策</u>  <u>①主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）</u>  <u>②主要中継交換機の分散設置</u>  <u>③通信ケーブル地中化の推進</u>  <u>④大都市におけるとう道（共同溝を含）網の構築</u>  <u>⑤電気通信設備に対する予備電源の確保</u>  <u>⑥重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）</u>  <u>⑦社内システムの高信頼化等</u>  <u>(3) 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策</u></p>	実施担当	東日本電信電話(株)
実施担当	東日本電信電話(株)、 <u>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 、 <u>KDDI(株)</u> 、 <u>ソフトバンクモバイル(株)</u> 、 <u>ソフトバンクテレコム(株)</u>					
実施担当	東日本電信電話(株)					

ページ	現行	修正後
地震-13		<u>①重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）</u> <u>②災害時のトラフィックコントロール</u> <u>③そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等</u>

【地震災害編付編】東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画】第3節警戒宣言発令時の対応措置、第3地震防災応急対策の実施 地震-136

〈現行〉  
5公共施設対策

(1) 電話（東日本電信電話株）

警戒宣言発令下の周辺地域内におけるNTTの業務

業務内容等	記 事	
<u>ダイヤル通話</u>	<u>強化地域内及び周辺地域内の一部通話は、トラフィックの状況に応じて利用制限を行う。</u>	
<u>手動通話</u>	<u>100番通話</u>	<u>可能な限り取扱う。</u>
	<u>番号案内</u>	<u>同上</u>
<u>一般電報</u>	<u>強化地域へ向け発信される電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。着信する電報は、配達の困難な場合、可能な限り電話により配達する。</u>	
<u>営業窓口</u>	<u>臨時営業窓口を設置した場合は、可能な限り業務を取扱う。</u>	
<u>サービスオーダー工事</u>	<u>所外：災害時優先電話等を優先して行う。</u> <u>所内：一般加入者についても可能な限り行う。</u>	
<u>故障修理</u>	<u>所外：災害時優先電話及び重要専用線等を優先して行う。</u> <u>街頭公衆電話は可能な限り行う。</u> <u>所内：一般故障についても可能な限り行う。</u>	
<u>113等の故障受付業務</u>	<u>可能な限り業務を取扱う。</u>	

〈修正後〉

可能な限りにおいて取り扱う業務

業務内容等	記 事
<u>1. 一般加入電話からのダイヤル通話</u>	<u>トラヒック状況に応じて利用制限を行う。</u>
<u>2. 一般電報の発信及び電話による配達</u>	<u>避難命令発令下においては、代替局に切替えて、業務を取扱う。強化地域に着信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。</u>
<u>3. 営業窓口</u>	<u>営業時間中は開けておき、緊急性の高い電報の受付、架設申込みの応急等緊急かつ重要な業務を行う。</u>
<u>4. 防災関係機関等からの緊急な要請への対応</u> <u>(1) 故障修理</u> <u>(2) 臨時電話、臨時専用線等の開通工事</u>	<u>警戒本部にて状況判断のうえ、その場の状況に応じた対応を行う。また、故障申告は、別に受け付け電話を設けて対応する。</u>

### 3. 事業者の災害対策規程等の変更等（名称変更等に伴う表記の修正）

#### ①東京電力パワーグリッド株式会社

ページ	現行	修正後
総則-12 地震-127	<u>東京電力株式会社（茨城支店）</u>	<u>東京電力パワーグリッド株式会社（土浦支社）</u>
地震-13・87・ 102・116・136 風水害-37・48	<u>東京電力(株)</u>	<u>東京電力パワーグリッド(株)</u>
地震-116	<u>東京電力株式会社</u>	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>
風水害-21	<u>東京電力茨城給電所</u>	<u>東京電力パワーグリッド(株)茨城給電所</u>

#### ②水郷つくば農業協同組合

ページ	現行	修正後
総則-14	<u>茨城かすみ農業協同組合（阿見支店）</u>	<u>水郷つくば農業協同組合（阿見支店）</u>